

契約日:令和 年 月 日
利用者名: 様

居宅介護支援事業所かりやど 重要事項説明書

令和7年4月1日改正

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第 2172601136 号)
有効期間 令和6年3月1日～令和12年2月28日

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	7
8. 個人情報保護方針	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 栢和会
- (2) 法人所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田 4 1 9 番地 3
- (3) 電話番号 0 5 8 5 - 2 2 - 5 5 1 1 (代)
- (4) 代表者氏名 理事長 小林 チドリ
- (5) 設立年月 平成 18 年 9 月 29 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業所
平成 24 年 3 月 1 日指定
岐阜県 2172601136 号
※当事業所は特別養護老人ホームかりやどに併設されています。
- (2) 事業の目的 居宅介護支援事業
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所かりやど
- (4) 事業所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田 4 1 9 番地 3
- (5) 電話番号 0 5 8 5 - 2 2 - 5 5 1 1 (代)
- (6) 管理者氏名 宮島 亜有未
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1. 当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行なう。
 - 2. 事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3. 事業の実施に当たっては、揖斐広域連合及び関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成 24 年 3 月 1 日
- (9) 事業者が行っている他の業務
当事業者では次の事業もあわせて実施しています。
[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホームかりやど
[短期入所生活介護] 特別養護老人ホームかりやど ショートステイ
[通所介護] デイサービスセンターかりやど

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 揖斐郡（揖斐川町、池田町、大野町）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日を除きます。 また、利用者様の都合により介護支援専門員が休業日に出勤し 対応が必要となった場合は、その分の振替として平日を休業と します)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 営業時間中、当事業所に介護支援専門員が不在となる場合であ っても、管理者、法人職員を通じ、介護支援専門員に連絡が取 れる体制としています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、令和6年4月1日現在、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤（人）		非常勤（人）		業務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			従業者や業務の管理を一元的に行う。 従業者に運営基準を遵守させるため必要 な指揮命令を行う。
介護支援専門員		1			要介護者等からの相談に応じ、サービ スが適切に利用できるよう、内容等の 計画を作成するとともに事業者との 連絡調整を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険制度から全額給付
されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

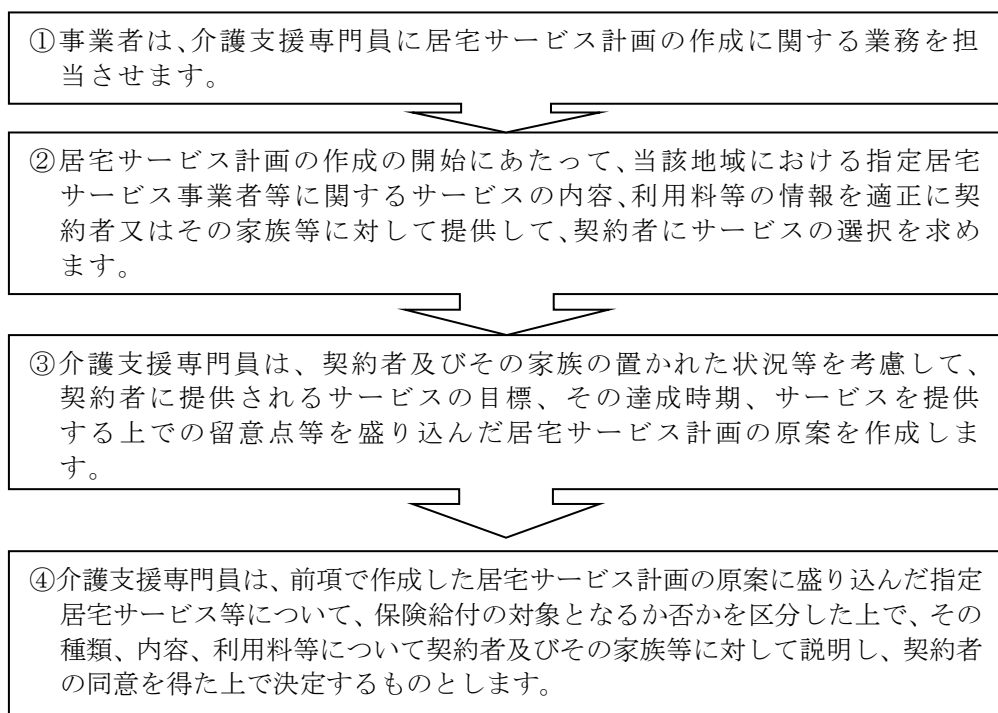
①居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえ
で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居

宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

- ・ご契約者及びその家族は、当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めたりすることができます。
- ・居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画を交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により保険給付金が事業者に支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を保険者に提出しますと、払い戻しを受けられます。

	居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費Ⅱ	居宅介護支援費Ⅲ
要介護１・２	１０，８６０円	５，４４０円（４５件以上）	３，２６０円（６０件以上）
要介護３・４・５	１４，１１０円	７，０４０円（４５件以上）	４，２２０円（６０件以上）

上記の料金に加え、利用者の状況や状態によって、各種加算が加算されます。

- 初回加算 ３，０００円（新規、要介護状態区分の２段階以上の変更時）
- 入院時情報連携加算Ⅰ ２，５００円（入院した日の内に医療機関へ情報提供した場合）
- 入院時情報連携加算Ⅱ ２，０００円（入院した翌日又は翌々日に医療機関へ情報提供した場合）
- 退院・退所加算 ４，５００～９，０００円（退院・退所に当たり、ケアマネが病院・施設職員と面談し情報提供を受け、ケアプランの作成、サービス調整を行った場合）
- ターミナルケアマネジメント加算 ４，０００円（終末期の医療やケアの方針を利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日１４日以内に２日以上、同意を得て訪問し、心身の状況等を記録、主治医及びサービス事業者に提供した場合）
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 ２，０００円（病院職員等と共に利用者宅で会議を行い、必要に応じサービス調整を行った場合、月２回まで算定）
- 通院時情報連携加算 ５００円（ケアマネが病院受診に同行し、医師又は歯科医師より情報提供を受け、その内容をケアプランに記載した場合）

（２）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域（揖斐郡内）の交通費は無料です。通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要

した交通費の実費をいただきます。

3 km未満	100 円
3 km以上 5 km未満	200 円
5 km以上 10 km未満	500 円
10 km以上	1,000 円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際は速やかに、利用者の家族、主治医又は医療機関に適切に連絡を取り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかに契約者、利用者に連絡いたします。この事故の状況及び事故に際して採った処置の状況を記録し、保険者に報告するものとします。※損害賠償については、「重要事項説明書付属文書 2. 損害賠償について」に記載。

(4) 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための指針を整備しています。
 - ②虐待防止のための対策を検討する、委員会を設置しています。
 - ③成年後見制度の利用を支援します。
 - ④職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- 担当者：宮島 亜有未

（５）感染症の予防及びまん延防止について

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する、委員会を設置しています。
- ③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施しています。

（６）身体拘束等の適正化について

当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり規定します。

- ・利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（７）書面掲示について

当事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、事業所等での備え付けの書面又は電磁的記録の供覧又は、書面による壁面への掲示を行っていますが、加えてウェブサイトでの閲覧も可能です。

【柊和会ホームページ】

<http://www.syuwa-kai.jp/>

【WAMネット（情報公表システム）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/21/index.php>

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

当事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情があった場合は、事実確認を行ったうえ対応策の検討に協力し、苦情解決に向けて迅速かつ適切に対応します。必要に応じて、行政等の関係機関とも協力し苦情解決を行っていきます。

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者職名）管理者 宮島 亜有未
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日、８：３０～１７：３０
- 電話番号 ０５８５－２２－５５１１

(2) 行政機関その他苦情受付機関

揖斐広域連合 介護保険課	所在地 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 電話番号 0585-23-0188 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
揖斐川町役場 住民福祉部健康福祉課	所在地 揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地 電話番号 0585-23-1341 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
池田町役場 民生部保険年金課	所在地 揖斐郡池田町六之井 1468-1 電話番号 0585-45-3111 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
大野町役場 民生部福祉課	所在地 揖斐郡大野町大字大野 80 番地 電話番号 0585-34-1111 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
岐阜県 国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 電話番号 058-275-9826 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

個人情報保護についての同意事項

《個人情報保護方針》

当事業所は、個人情報とは個人の人格の理念の下に、特段の配慮をもって取り扱うべきものであり、個人情報の保護の重要性を強く認識しています。以下の個人情報保護方針を定め、役員並びに職員一同はこの方針に従い、個人情報の適正な取扱い、管理に努めます。

① 個人情報の取得・利用・提供

当事業所が利用者及び家族から個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示し、目的達成に必要な限度で、公正かつ適正な方法にて、個人情報の取得・利用・提供を行います。

② 個人情報の適正管理

当事業所が利用者及び家族から取得した個人情報は、安全にかつ正確に管理します。また、業務を外部に委託し個人情報を預託する場合は、当法人の厳正な管理の下で行います。

③ 個人情報の開示等

とは、利用者及び家族の権利と責任において、最適なサービスを受けられるよう、個人情報に関する受付窓口を設置し、個人情報の開示等を行います。

④ 法令・規範の遵守

当事業所は、個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、個人情報保護規定を策定し、その規定に準拠した行動に努めます。

⑤ 教育の実施及び継続的な改善

当時業者は、役員及び職員に当方針や個人情報保護規定を周知しその内容を徹底する等の教育活動を実施します。また個人情報に関わる規定・体系・体制を適宜見直し、定期的に改善を行います。

⑥ 個人情報の使用について

個人情報については上記の内容に従い適正に取扱い、管理に努めますが、下記のように必要最小限で使用、提供することがあります。

《利用目的》

1. 介護保険における有効期間の変更・申請手続きのため
2. 介護計画（ケアプラン）の立案
3. 医療機関・揖斐広域連合及び地域包括支援センター・介護サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整
4. 主治医に意見を求めることが必要な場合
5. 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議やサービス提供に必要な場合
6. 上記に関わらず、緊急を要する時の連絡
7. 大学等の研究機関による学術調査

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項についての同意事項の説明を行いました。

社会福祉法人 柊和会 居宅介護支援事業所 かりやど

説明者職名 介護支援専門員 氏 名 印

サービス契約締結にあたり事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

(利用者) 住所 _____ 氏名 _____ 印

私は、利用者に代わり、重要事項説明書の内容を確認し、上記署名を行いました。

(代理人) 住所 _____ 氏名 _____ 印
(利用者との関係 _____)

サービスを利用するにあたり、個人情報を上記事業者が重要事項に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(利用者) 氏名 _____

(家族代表者) 氏名 _____ (続柄 _____)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）また、職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
 - ・ サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合（老人保健施設を除く）
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合 |
| ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合 |
| ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合 |
| ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

事業の実施に当たって、次に掲げるご利用者又はそのご家族の著しい不信行為によりサービスの提供を継続することが困難になった際には、期間を定めて改善を求め、期間内に改善がない場合は、その理由を記載した文書を交付の上、サービス提供を中止させていただくことがあります。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 暴言・暴力行為及び誹謗中傷等の迷惑行為 |
| ② 事業の運営に支障を及ぼす行為 |
| ③ 危険が予測される行為 |
| ④ その他、当該事業所職員及び関係者の心身の状況に支障を及ぼす行為 |

4. 指定居宅サービス事業者の紹介について

利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

過去6か月間の計画実績

令和6年9月～令和7年2月

サービス計画の総数	185	割合
訪問介護	19	10%
通所介護	129	70%
福祉用具貸与	95	51%
地域密着通所介護	0	0%

訪問介護 総数	19	割合
いび川農業協同組合	8	42%
新生メディカル	7	37%
有限会社 K2	4	21%
その他	0	0%

福祉用具貸与 総数	95	割合
OKB	24	25%
ケア	22	23%
L i v	15	16%
その他	34	36%

通所介護 総数	129	割合
デイサービスかりやど	79	61%
デイサービスくついで	14	11%
レッツ倶楽部	12	9%
その他	29	22%

地域密着通所介護	0	割合
	0	0%